鹿児島県公報

平成25年3月26日(火)第2892号



〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集 総務部学事法制課 定例発行日 (毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

則

○社会福祉法施行細則の一部を改正する規則(※)

示

○土地利用基本計画の変更

(地域政策課取扱い) 2

(社会福祉課取扱い) 1

○入会林野整備計画の認可

(森林経営課取扱い) 2

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(3件)

告

(障害福祉課取扱い) 2

○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定(3件)

(水産振興課取扱い) 5

○肥料の登録

(食の安全推進課取扱い) 5

○肥料の登録の有効期間の更新

(食の安全推進課取扱い) 6

○県営土地改良事業の換地計画の決定

(農地整備課取扱い) 6

○県営土地改良事業に係る換地処分(2件)

(農地整備課取扱い) 6 (道路維持課取扱い) 7

○道路の区域の変更

(道路維持課取扱い) 8

○道路の供用の開始

教育委員会規則

○鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則(※)

(教職員課取扱い) 8

○学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(※)

(教職員課取扱い) 9

○管理職手当の支給に関する規則及び鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規

(教職員課取扱い) 9

○鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(※)

(教職員課取扱い) 10

○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則(※)

(高校教育課取扱い) 13

公安委員会告示

○游技機の型式の検定の告示

則の一部を改正する規則(※)

(生活環境課取扱い) 13

規 則

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月26日

> 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第14号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則(昭和62年鹿児島県規則第29号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中

Γ.			
1	法第73条第1項	寄附金募集許可申請書	第17号様式
	法第73条第3項	寄附金募集結果報告書	第18号様式
	法第119条	共同募金計画届	第19号様式
	法第120条	共同募金会寄附金配分完了届	第20号様式

を

省令第1条の8第 | 社会福祉法人財産移転完了報告書 第21号様式 4項 に

省令第2条第4項 社会福祉法人財産移転完了報告書

第17号様式

改める。

別記第1号様式(裏面)注中「第1条の8第2項各号」を「第2条第2項各号」に改める。 別記第2号様式(裏面)注中「第2条第1項第2号及び第3号」を「第3条第1項各号」に、 「並びに」を「及び」に改める。

別記第4号様式注中「第3条第1項第2号、第3号及び第5号」を「第5条第1項各号」に、 「並びに」を「及び」に改める。

別記第6号様式(裏面)注中「第4条第1項第2号から第4号まで及び第5号イからハ」を 「第6条第1項第1号から第4号」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第7号様式(裏面)注中「第4条第1項第2号から第4号まで、第5号イからハまで及 び第6号|を「第6条第1項各号|に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第7号様式の2 (裏面)注8中「第6条第3項各号」を「第9条第3項各号」に改める。 別記第17号様式から別記第20号様式までを削る。

別記第21号様式中「第1条の8第4項」を「第2条第4項」に改め、同様式を別記第17号様 式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第346号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により、土地利用基本計画を次 のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿児島県企画部地域政策課 及び関係市役所において縦覧に供する。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変更の	概要	関 係 市
公有水面埋立てにより生じ	た区域の都市地	鹿児島市
域の拡大		
現況が森林でない区域の森	林地域からの除	垂水市及び南さつま市
外		

鹿児島県告示第347号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第11条第 1項の規定により、出水郡長島町城川内入会林野整備組合代表者瀬ノ口良信の認可申請に係る 城川内入会林野整備計画を平成25年3月15日認可した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第348号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、次のとおり指定自 立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

	鹿児島	県知事	伊藤祐一郎
病院又は	ま診療所	更新年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類
横山病院	鹿児島市永吉一丁目11番1号	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20番17号	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人敬愛会玉里病院	鹿児島市玉里町26-20	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人明心会吉野病院	鹿児島市吉野町3095番地	平成25年	精神通院医療
,		2月1日	
医療法人共助会三州脇田丘病	鹿児島市宇宿七丁目26番1号	平成25年	精神通院医療
院		2月1日	
公益財団法人慈愛会谷山病院	鹿児島市小原町8番1号	平成25年	精神通院医療
	Дала да (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2月1日	11711/02/2012/34
医療法人常清会尾辻病院	鹿児島市南新町1番29号	平成25年	精神通院医療
	жили таки таки таки таки таки таки таки так	2月1日	11717 200 200
医療法人有隣会伊敷病院	鹿児島市下伊敷二丁目4番15	平成25年	精神通院医療
	号	2月1日	相口地的巨洲
 医療法人寛容会森口病院	鹿児島市下田町1763番地	平成25年	精神通院医療
区		2月1日	相目起仇囚然
Tsukasa Health Care Hospit	鹿児島市山田町441番地	平成25年	精神通院医療
al		2月1日	相任地的区域
 1 	鹿児島市犬迫町7783番地1	平成25年	精神通院医療
医原伍八类奶去二川构机	龙九两川八垣町1100番地1	2月1日	相作地的区况
 花倉病院	│ │鹿児島市吉野町5147番地	平成25年	精神通院医療
	龙儿面巾百岁时0141番地	2月1日	相针地机区原
井上メンタルクリニック	鹿児島市山下町9番26号ファ	平成25年	精神通院医療
	インビル3階	2月1日	相针地机区原
井料メンタルクリニック	鹿児島市中央町23-8西ビル	平成25年	精神通院医療
	2 F	2月1日	相任地例区原
 医療法人猪鹿倉会パールラン	鹿児島市犬迫町2253番地	平成25年	精神通院医療
ド病院	龙九两川八垣町2200番地	2月1日	相作地机区源
三月田クリニック	 鹿児島市西千石町16-4	平成25年	精神通院医療
<u> 一</u> 月 田ノ テーラフ		2月1日	相作地机区源
横山記念病院	■	平成25年	精神通院医療
194 1670 771 775 	近几四川口封門4020— I	2月1日	作作地风区源
メンタルヘルスかごしま中央	鹿児島市東千石町10-14青柳	平成25年	精神通院医療
, , ,	成兄島川泉十石町10-14月柳 ビル3階		作作地忧区源
クリニック		2月1日	桂州 温应定度
医療法人野間口クリニック	鹿児島市小川町22-6プランドール小川町3階	平成25年	精神通院医療
めまだすいカルカリー、カ	ドール小川町3階	2月1日	桂州 温应定度
やまだメンタルクリニック	鹿児島市加治屋町13-3明和	平成25年	精神通院医療
中川万年。万	ビル3F 毎月自去贈述 エロ14 02	2月1日	建州 、宋 1200 元 12
中川クリニック	鹿児島市鴨池一丁目14-23	平成25年	精神通院医療
> 2.45 - 2.11		2月1日	N# PT / N P P P
ふくざこクリニック	鹿児島市金生町6番9号大学	平成25年	精神通院医療
ماسور ماس ا را محرا	堂ビル4階	2月1日	\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac
坂之上病院	鹿児島市光山二丁目31番76号	平成25年	精神通院医療
2 182 2 2 2 2		2月1日	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩
たばたメンタルクリニック	鹿児島市下荒田三丁目17-32	平成25年	精神通院医療

		2月1日	
ほかぞのクリニック	鹿児島市小松原二丁目35番5	平成25年	精神通院医療
	号清見橋ビル3階	2月1日	
医療法人明昌会福田病院	鹿屋市寿三丁目11番2号	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
みどり明星クリニック	鹿屋市輝北町市成2119番地2	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
しもぞのクリニック	出水市五万石町802番地	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
中村温泉病院	南九州市頴娃町別府1番地	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人悠彩会仲医院	熊毛郡屋久島町安房410-158	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人恵和会白浜病院	鹿児島市常盤一丁目17番1号	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
にこにこクリニック	大島郡和泊町手々知名780	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人SAKURA志布志	志布志市志布志町志布志1290	平成25年	精神通院医療
中央クリニック	- 1	2月1日	
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ケ丘八丁目35番1	平成25年	精神通院医療
	号	2月1日	

鹿児島県告示第349号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により,次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月26日

鹿児島	旧 知 車	伊藤祐一」	기는
庇 冗 册	宏加書	1尹 飛水 1/1 1	נוג

薬	局	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
平和市民薬局	鹿児島市下竜尾町1-15	平成25年	精神通院医療
		2月1日	
しんやしき薬局	鹿児島市新屋敷町2番5号村	平成25年	精神通院医療
	野タイルビル1F	2月1日	
サンライズ薬局	薩摩川内市五代町3217番地1	平成25年	精神通院医療
		2月1日	

鹿児島県告示第350号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定により,次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月26日

鹿児	島県知事	伊藤祐一	巾
/FP 71		17 RE 171	נוצו

指定訪問看護事業者,指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者			事業	美 所	更新年月	自立支援医療の種類
	名 称	主たる事務所 の所在地	名称	所 在 地	Ħ	○ ク1里 対
	医療法人慈恵	鹿児島市西田	城西訪問看護	鹿児島市西田	平成25年	精神通院医療
	会	一丁目16-1	ステーション	一丁目10-2	2月1日	
	医療法人猪鹿	鹿児島市犬迫	訪問看護ステ	鹿児島市犬迫	平成25年	精神通院医療
	倉会	町2253番地	ーションパー	町2253番地	2月1日	

		ルランド			
株式会社花野	鹿児島市花野	花野訪問看護	鹿児島市花野	平成25年	精神通院医療
訪問看護ステ	光ケ丘一丁目	ステーション	光ケ丘一丁目	2月1日	
ーション	38 - 7		38 - 7		
公益財団法人	鹿児島市泉町	訪問看護ステ	奄美市名瀬入	平成25年	精神通院医療
慈愛会	1番15号	ーションイル	舟町4番1号	2月1日	
		カ			

鹿児島県告示第351号

薩摩川内市久見崎町95番地 近藤勲及び薩摩川内市港町6237番地 小倉スドからなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域 (川内市漁業協同組合の地区)
- 2 区分 機船船びき網漁業

鹿児島県告示第352号

鹿児島市喜入生見町2867番地1号 春日水産有限会社代表取締役村田勉及び鹿児島市喜入生見町2882番地 みつ丸水産有限会社代表取締役宮崎次雄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 鹿児島市喜入区域 (喜入町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主としてはえ縄を使用して又は釣りによって営む 漁業

鹿児島県告示第353号

熊毛郡屋久島町一湊831番地5 真辺時哉及び熊毛郡屋久島町一湊166番地 鞆保徳からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町一湊区域 (熊毛郡屋久島町一湊の地区)
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業(主としてさば釣り漁業を営む漁業を除く。)

鹿児島県告示第354号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。 平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番	登録年月	登録の有	肥料の	肥料の		その他の	生 産	業者
号	日 日	効期限	種類	名称	保証成分量(%)	規格	氏名又は	住 所
.5	Н	793 793 134	11 754	2H 3/1		79L 1H	名称	1上 //1
鹿児島	平成25年	平成31年	肉骨粉	豚肉骨	窒素全量 7.5	その他の	有限会社	日置市伊
県肥第	3月18日	3月17日		粉(粒	りん酸全量11.5	制限事項	鹿児島油	集院町寺
1297号				2 号)		は公定規	脂工業	脇87番地
						格のとお		
						ŋ		

鹿児島県告示第355号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

₩ A3 平	更新後の	m 刈 の 種	田 東 の 々			生 産	業者
登録番	登録の有	肥料の種類	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	住所
5	効期限	規	47小			名称	生。別
鹿児島	平成31年	魚かす粉	5017魚 骨	窒素全量 5.0	該当なし	株式会社	鹿児島市
県肥第	4月22日	末	粉	りん酸全量17.0		窪田商店	城南町19
1248号							番10号
鹿児島	平成28年	乾燥菌体	乾燥菌体	窒素全量 7.0	含有を許される有	株式会社	鹿児島市
県肥第	4月13日	肥料	肥料 7 -	りん酸全量 1.0	害成分の最大量及	窪田商店	城南町19
1278号			1		びその他の制限事		番10号
					項は公定規格のと		
					おり		

鹿児島県告示第356号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により,土地改良事業県営農村振興総合整備大崎地区の換地計画を定めたので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年3月27日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所 大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第357号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区新村換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年3月15日に行った。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第358号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中

山間地域総合整備松元地区中尾迫換地区の換地計画に係る換地処分を,平成25年3月15日に行 った。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成25年3月26日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 路 線 名 変 更 の 区 間 変更 前後 の別 敷地の延長 (メートル)				庇	児島県知事	伊滕佑一郎
原道 鹿児島川辺線 南九州市川辺町神殿字神田 10 6.5~39.5 4,503.8 7896番 1 地先から同市川辺町神殿字寺野 前 10.9~140.0 7,319.7 2722番51地先から同市川辺町神殿字寺野 前 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 7,319.7 10.9~140.0 10.9~140.0 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9 1	0	路線名	変更の区間	前後		
7896番 1 地先から同市川辺町両添字大正田1533番 1 地 先まで 南九州市川辺町神殿字寺野 前 10.9~140.0 7,319.7 2722番51地先から同市川辺町両添字大正田1533番 1 地 先まで 瀬娃川辺線 南九州市頴娃町牧之内字上 前 7.6~23.2 562.9 小川田1048番 1 地先から同 前 10.0~29.4 530.6 小川田1048番 1 地先から同 前 10.0~29.4 530.6 小川田1048番 1 地先から同 前 6.4~85.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字久志字小 前 6.4~85.2 482.5 落23番 1 地先から同村大 後 13.4~95.1 500.0 字生勝字尾ラ110番 1 地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番 1 後 5.8~69.0 1,415.5 を 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 長 5.8~63.6 829.6 松元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服		鹿児島川辺線	南九州市川辺町神殿字神田		6 5~30 5	4 503 8
町両添字大正田1533番 1 地 先まで 南九州市川辺町神殿字寺野 だまで 南九州市黒蛙町牧之内字上 が川田1048番 1 地先から同 市瀬蛙町牧之内字貴ノロ 7842番 1 地先まで 名瀬瀬戸内線 大島郡守検村大字久志字小 3423番 1 地先から同时大字法学 大島郡瀬戸内町大字油井字 親田695番 1 地先から同町 大字人根津字藏当原19番 1 地先まで を元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服 良5664番 2 地先から同町 大字大の長音がら5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字対川480番地先 まで 本元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字対川480番地先 まで 本元13.4~95.1 (20.0)	不 坦	此儿面川边脉		נים	0.0 -09.0	4, 505. 6
### ### ### ### ### ### ### ### ### #						
南九州市川辺町神殿字寺野 2722番51地先から同市川辺町両添字大正田1533番1地 先まで 10.9~140.0 7,319.7 顧娃川辺線 南九州市頴娃町牧之内字上 市 10.0~29.4 市頴娃町牧之内字貴 「前 10.0~29.4 方30.6 市頴娃町牧之内字貴 / 口 後 9.0~25.0 方62.9 7842番1地先まで 前 10.0~29.4 方30.6 方62.9 7842番1地先まで 方30.6 方62.9 7842番1地先まで 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字久志字小濱423番1地先から同村大 安生勝字尾ラ110番1地先まで 大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番1地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 13.4~95.1 500.0 を生まで 松元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から5665番10地先まで南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から5665番10地先まで南九州市川辺町神殿字中服良ち664番2地先から同市川辺町両添字苅川480番地先まで 南九州市下徹町長浜字銀力元1430番1地先内 後 16.8~31.7 18.3 次即場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字書間原205番3地先から200 後 14.0~55.7 書間原205番3地先から200 後 14.0~55.7 書間原205番3地先まで 前 16.8~28.0 18.3 380.0 番3地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞衛生屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0 7,2~10.4 50.0 位屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0						
2722番51地先から同市川辺 後 10.9~140.0 7,319.7 町両添字大正田1533番1地 先まで 南九州市頴娃町牧之内字上 前 7.6~23.2 562.9 小川田1048番1地先から同 前 10.0~29.4 530.6 市頴娃町牧之内字貫ノ口 後 9.0~25.0 562.9 7842番1地先まで 後 11.8~35.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡・神大字久志字小 前 6.4~85.2 482.5			* =	111	10 0 ~ . 140 0	7 210 7
町両添字大正田1533番1地 先まで 南九州市頴娃町牧之内字上 小川田1048番1地先から同 前 10.0~29.4 530.6 市頴娃町牧之内字貫ノ口 後 9.0~25.0 562.9 7842番1地先まで 11.8~35.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字久志字小 濱23番1地先から同村大 字生勝字尾ラ110番1地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 表で久根津字蔵当原19番1 後 5.8~69.0 1,415.5 表を分の根津字蔵当原19番1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良5664番2地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~7.5 20.0 良5664番2地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 次 大島郡瀬戸内町大字木巻字 前 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0 50.0 562.9 50.0 562.9 56			•			
展集川辺線 南九州市頴娃町牧之内字上 前 7.6~23.2 562.9 小川田1048番1 地先から同 前 10.0~29.4 530.6 市頴娃町牧之内字貫ノロ 後 9.0~25.0 562.9 7842番1 地先まで 後 11.8~35.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字久志字小 前 6.4~85.2 482.5 濱423番1 地先から同村大 安生勝字尾ラ110番1 地先まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 秋田695番1 地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 秋田695番1 地先から同町 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 長5664番2 地先から5665番10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 季期場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 16.8~28.0 18.3 夕元1430番1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番3 地先まで 国頭知名線 大島郡和戸町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番3 地先まで				1安	$10.9 \sim 140.0$	7, 319. 7
照娃川辺線 南九州市頴娃町牧之内字上 前 7.6~23.2 562.9 小川田1048番1 地先から同 前 10.0~29.4 530.6 市頴娃町牧之内字貫ノロ 後 9.0~25.0 562.9 7842番1 地先まで 後 11.8~35.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字久志字小 前 6.4~85.2 482.5 濱423番1 地先から同村大 後 13.4~95.1 500.0 字生勝字尾ラ110番1 地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 秋田695番1 地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良 5.6~4.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良 5.5~7.5 20.0 長5664番2 地先から5665番10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 東九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 東九州市下篠町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 /元1430番1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番3 地先まで 国頭知名線 大島郡和戸内町大字木慈字 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0						
小川田1048番1地先から同 前		医苯十十二十二十分		24	7 6 00 0	500.0
市頴娃町牧之内字貫ノ口 後 9.0~25.0 562.9 7842番1地先まで 後 11.8~35.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字久志字小 前 6.4~85.2 482.5 後 2423番1地先から同村大 字生勝字尾ラ110番1地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番1 後 5.8~69.0 1,415.5 829.6 株元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 長5664番2地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 度5664番2地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番2地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 東で 東で 東で 東で 東で 東で 東で		親娃川辺線		· ·		
7842番 1 地先まで 後 11.8~35.7 512.7 名瀬瀬戸内線 大島郡宇検村大字八志字小 前 6.4~85.2 482.5 濱423番 1 地先から同村大 後 13.4~95.1 500.0 字生勝字尾ラ110番 1 地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番 1 後 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番 1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 東九州市町町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 分元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 15.0 0 6 2 4 2 5 5 5 5 6 6 6 5 6 6 5 6 6 5 6 6 6 6 6				· ·		
名瀬瀬戸内線大島郡宇検村大字久志字小 濱423番1地先から同村大 字生勝字尾ラ110番1地先 まで前6.4~85.2 13.4~95.1482.5 500.0大島郡瀬戸内町大字油井字 親田695番1地先から同町 大字久根津字藏当原19番1 地先まで5.8~69.0 5.8~69.0 1,415.5 5.8~63.6 地先まで1,415.5 5.8~63.6 829.6松元川辺線南九州市川辺町神殿字中服 良5664番2地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良5664番2地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで後5.5~7.5 5.5~39.5 4,505.220.0手打蘭牟田港 線 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 書間原205番3地先から200 番3地先まで前 61.8~28.0 16.8~31.7 18.3 14.0~55.7 380.0 380.0 14.0~55.7 380.0 14.0~55.7 380.0 380.0 16.8~24.2						
濱423番1地先から同村大 後 13.4~95.1 500.0 字生勝字尾ラ110番1地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 親田695番1地先から同町 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番2地先から5665番10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番2地先から同市川辺町両添字苅川480番地先まで 東打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 次元1430番1地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 作屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0		+ \dr\dr → .1 . &b				
字生勝字尾ラ110番1地先 まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 親田695番1地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字藏当原19番1 後 5.8~63.6 829.6 松元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から5665番10地先まで南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から同市川辺町両添字苅川480番地先まで 後 5.5~7.5 20.0 手打蘭牟田港線 薩摩川内市下甑町長浜字銀房10 前 16.8~28.0 18.3 大島郡瀬戸内町大字木慈字書間原205番3地先から200後 前 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 国頭知名線大島郡和泊町大字後蘭字真依屋612番12地先から612番後9.6~24.2 前 7.2~10.4 50.0 本6612番12地先から612番後9.6~24.2 50.0		名		1		
まで 大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 親田695番 1 地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字藏当原19番 1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 長5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 ノ元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 書間原205番 3 地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0				後	13. $4 \sim 95.1$	500.0
大島郡瀬戸内町大字油井字 前 5.8~69.0 1,415.5 親田695番 1 地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番 1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良 5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良 5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 東打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 ノ元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番 12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0						
親田695番1 地先から同町 後 5.8~69.0 1,415.5 大字久根津字蔵当原19番1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番2 地先から5665番10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 良5664番2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 分元1430番1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番3 地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0						
大字久根津字藏当原19番1 後 5.8~63.6 829.6 地先まで 松元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 人元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 字脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 書間原205番 3 地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0						
地先まで 松元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 人元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 書間原205番 3 地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0						
松元川辺線 南九州市川辺町神殿字中服 前 5.5~7.5 20.0 良5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 月元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 街4.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 日頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0			大字久根津字藏当原19番1	後	5.8~63.6	829.6
良5664番 2 地先から5665番 10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 後 5.5~39.5 4,505.2 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 /元1430番 1 地先内 後 16.8~31.7 18.3 字脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 書間原205番 3 地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番 3 地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0			地先まで			
10地先まで 南九州市川辺町神殿字中服 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 線		松元川辺線	南九州市川辺町神殿字中服	前	5.5∼7.5	20.0
南九州市川辺町神殿字中服 良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで後5.5~39.54,505.2手打藺牟田港 線 安脚場実久線 方1430番 1 地先内 安脚場実久線 書間原205番 3 地先から200 番 3 地先まで前 16.8~28.0 31.7 18.3 14.0~55.7 380.0 14.0~55.7 380.0 14.0~55.7 380.0 14.0~55.7国頭知名線 佐屋612番12地先から612番 大島本流行 大島郡和泊町大字後蘭字眞 佐屋612番12地先から612番 (方)0 (方)07.2~10.4 9.6~24.2 50.0			良5664番2地先から5665番			
良5664番 2 地先から同市川 辺町両添字苅川480番地先 まで16.8~28.0手打藺牟田港 線 ク元1430番 1 地先内 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 書間原205番 3 地先から200 番 3 地先まで16.8~28.0 16.8~31.7 14.0~55.7 380.0 14.0~55.7 380.0国頭知名線 佐屋612番12地先から612番 大島で 大島で 大島で 大島で (佐屋612番12地先から612番 (大島で24.216.8~28.0 16.8~31.7 14.0~55.7 17.2~10.4 9.6~24.2			10地先まで			
辺町両添字苅川480番地先 まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 線 ノ元1430番1地先内 後 16.8~31.7 18.3 字脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 書間原205番3地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0			南九州市川辺町神殿字中服	後	5.5∼39.5	4, 505. 2
まで 手打藺牟田港 薩摩川内市下甑町長浜字銀 前 16.8~28.0 18.3 線 ノ元1430番1地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 晝間原205番3地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0			良5664番2地先から同市川			
手打藺牟田港 線薩摩川内市下甑町長浜字銀 人元1430番1地先内 安脚場実久線前 (後 (方します) (大島郡瀬戸内町大字木慈字) 前 書間原205番3地先から200 番3地先まで16.8~28.0 14.0~55.7 (後 14.0~55.7 380.0 14.0~55.7 380.0 (方します) (大島郡和泊町大字後蘭字眞 佐屋612番12地先から612番 (大島郡12地先から612番 (大島郡12地先から612番			辺町両添字苅川480番地先			
線 ノ元1430番1地先内 後 16.8~31.7 18.3 安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 晝間原205番3地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0			まで			
安脚場実久線 大島郡瀬戸内町大字木慈字 前 14.0~55.7 380.0 書間原205番3地先から200 後 14.0~55.7 380.0 番3地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字眞 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0		手打藺牟田港	薩摩川内市下甑町長浜字銀	前	16.8~28.0	18.3
畫間原205番 3 地先から200 番 3 地先まで後 14.0~55.714.0~55.7380.0国頭知名線大島郡和泊町大字後蘭字眞 佐屋612番12地先から612番 6前 9.6~24.27.2~10.4 9.6~24.250.0		線	ノ元1430番1地先内	後	16.8~31.7	18. 3
番3地先まで 国頭知名線 大島郡和泊町大字後蘭字真 前 7.2~10.4 50.0 佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0		安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字	前	14.0~55.7	380.0
国頭知名線大島郡和泊町大字後蘭字眞前 佐屋612番12地先から612番7.2~10.4 後50.0 9.6~24.2			晝間原205番3地先から200	後	14.0 \sim 55.7	380.0
佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0			番3地先まで			
佐屋612番12地先から612番 後 9.6~24.2 50.0		国頭知名線	大島郡和泊町大字後蘭字眞	前	7.2~10.4	50.0
			4 地先まで		_	

瀬名和泊線	大島郡和泊町大字内城字一	前	8.4~15.0	253. 0
	増田606番1地先から645番	後	12.3~20.6	253. 0
	2 地先まで			
	大島郡和泊町大字内城字一	前	7.0~24.0	150.0
	増田597番2地先から同町	後	9.9~24.0	150.0
	大字内城字栄振516番1地			
	先まで			
下平川内城線	大島郡知名町大字赤嶺字阿	前	6.9~23.9	96. 0
	田1204番2地先から1219番	後	6.9~24.5	96. 0
	1 地先まで			

鹿児島県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成25年3月26日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

		起九两朱从事	प्य पह
道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始 の 期 日
県道	鹿児島川辺線	南九州市川辺町神殿字寺野2722番51地先から同市川	平成25年
不坦	此几面川及冰	辺町両添字大正田1533番1地先まで	3月26日
	855 to 11 1 2 7 6 7		3月20日
	頴娃川辺線	南九州市頴娃町牧之内字上小川田1048番1地先から	
		同市頴娃町御領字赤﨑後2704番1地先まで	
	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字久志字小濱423番1地先から同村	
		大字生勝字尾ラ1番1地先まで	
	松元川辺線	南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から同市	
		川辺町両添字苅川480番地先まで	
	手打藺牟田港線	薩摩川内市下甑町長浜字銀ノ元1430番1地先内	
	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字晝間原205番3地先から	
		200番3地先まで	
	国頭知名線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番12地先から612	
		番4地先まで	
	瀬名和泊線	大島郡和泊町大字内城字一増田606番1地先から645	
		番2地先まで	
		大島郡和泊町大字内城字一増田597番2地先から同	
		町大字内城字栄振516番1地先まで	
	下平川内城線	大島郡知名町大字赤嶺字阿田1204番2地先から1219	
		番1地先まで	

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月26日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校管理規則(昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改 正する。 第23条に次の1号を加える。

(10) 保育支援員

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月26日

> 鹿児島県教育委員会委員長 鳥津公保

鹿児島県教育委員会規則第2号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則(昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号)の一部を 次のように改正する。

別表第1中

(弔祭休暇)

31

(1) 忌引

学校職員の親族(別表第2の親 族の欄に掲げる親族に限る。) が 死亡した場合

親族に応じ別表第2の日数の欄に掲げ る日数

(2) 祭日

配偶者,父母,子又は配偶者の 年各1日 父母

(弔祭休暇)

31

(1) 忌引

学校職員の親族(別表第2の親 族の欄に掲げる親族に限る。)が 死亡した場合

親族に応じ別表第2の日数の欄に掲げ る連続する日数の範囲内の期間

に改め

を

(2) 祭日

配偶者,父母,子又は配偶者の

年各1日

る。

別表第2中「以内」を削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職手当の支給に関する規則及び鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第3号

管理職手当の支給に関する規則及び鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則 の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和34年鹿児島県教育委員会規則第3号)の一部を 次のように改正する。

「本庁課長相当の職に格付 別表第3中「本庁課長相当の職に格付けされている事務長」を 教育委員会が人事委員会 けされている事務長

と協議して定める船長」

別表第5ウの表別表第2に掲げる職の項を削り、別表第5に次の表を加える。

工 海事職給料表

職	職務の級	手当の額
別表第3に掲げる職	6 級	55,600円
	5 級	51,400円

(鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第2条 鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則(平成3年鹿児島県教育委員会規 則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び副校長」を削り、同項第2号中「及び本庁課長補佐相当の職 以上の職に格付けされている事務長」を「、本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされて いる事務長及び教育委員会が人事委員会と協議して定める船長」に改める。

附則

Γ

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月26日

> 鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

> > を

鹿児島県教育委員会規則第4号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

「輝北小学校 「輝北小学校 別表第1中 神野小学校 を 輝北中学校! 輝北中学校 |

肝属郡錦江町	宿利原小学校	
	池田小学校	
肝属郡南大隅町	登尾小学校	
肝属郡肝付町	内之浦小学校	
	川上小学校	
	有明小学校	
	内之浦中学校	
	川上中学校	
	肝付町立肝付町内之浦学校給食センター	

肝属郡錦江町 宿利原小学校 池田小学校 肝属郡肝付町 内之浦小学校 川上小学校 に, 有明小学校 内之浦中学校 川上中学校 肝付町立肝付町内之浦学校給食センター

「獅子島小学校

幣串小学校 獅子島中学校」 「獅子島小学校 獅子島中学校」

志布志市 四浦小学校

- 10 -

	肝属郡南大隅町	大泊小学校	I
		竹之浦小学校	
		郡小学校	
		大中尾小学校	
	西之表市	国上小学校	を
	四之衣川	国工小子校 伊関小学校	
		安納小学校	
		現和小学校 古田小学校	
		百田小子仪	J _]
Γ	志布志市	四浦小学校	7
	西之表市	国上小学校	
	四人衣川	国工小子校 伊関小学校	
		安納小学校	に,
		現和小学校	
		古田小学校	J
「礻	申山小学校		
_	→ ' / → ' → '	山小学校 南中学校 」 ^{に,}	
E	岳南中学校」 苗	判中子仪]	
Γ	十百那些细叶		7
	大島郡龍郷町	龍瀬小学校	
		赤徳小学校	
		戸口小学校	
		大勝小学校	
		龍南中学校	を
		赤徳中学校	8
	正是那去七四年	龍郷町立学校給食センター	_
	肝属郡南大隅町	辺塚小学校	_
	西之表市	安城小学校	
		立山小学校	
		鴻峰小学校	J
Γ	上白那姑伽町	英年 4 光 六	7
	大島郡龍郷町	龍瀬小学校 赤徳小学校	
		亦他小字校 戸口小学校	
		大勝小学校	
		龍南中学校 赤徳中学校	に,
	エ カま士	龍郷町立学校給食センター なせり登校	_
	西之表市	安城小学校 立山小学校	
		温峰小学校	
		偽唯小子仪	J _]
「身	栗生小学校	「無生小学校	
Ž.	k 田中学校	を「栗生小学校 を「悪生小学校 を大島町学校給食西部地区共同調	m +見. に,
_ <u>_</u>	屋久島町学校給食西	部地区共同調理場」	生场」
ı	鹿児島郡十島村	中之島小学校	
		平島小学校	
		平島小学校諏訪之瀬島分校	
		宝島小学校	

		宝島小学校小宝島分校 悪石島小学校 口之島小学校 中之島中学校 平島中学校 平島中学校 正島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校 東石島中学校	を
	 薩摩川内市	西山小学校	
	出水市	米ノ津東小学校桂島分校	
		米ノ津中学校桂島分校	
_		71.7 11 1 7 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12]
Γ	鹿児島郡十島村出水市	中之島小学校 平島小学校 平島小学校 宝島小学校 宝島小学校小宝島分校 悪石島小学校 口之島小学校 中之島中学校 平島中学校 平島中学校 電島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校 宝島中学校	ات,
		米ノ津中学校桂島分校	1
戸 名	『円小学校 を 名音 呂音小学校」 「玉林小学	- 「勝本小学校 学校 を「玉林小学校」に, 山田小学校 - 「山田小学校」	· を」に,
I	肝属郡錦江町	田代小学校 田代中学校	を
	肝属郡南大隅町	滑川小学校 城内小学校]
Γ	肝属郡錦江町	田代小学校 田代中学校	に 改 め 」
る。			
	川表第3中 「赤生木小 白川小学	ション・ション・カー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	、学校」に,
	垂水市	牛根小学校 松ヶ崎小学校	

鹿児島県公報

		境小学校	を
	肝属郡南大隅町	宮田小学校	
Г			
'	垂水市	牛根小学校	
		牛根小学校 松ヶ崎小学校	に改め
		境小学校	

る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第5号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1鹿児島県立鹿児島東高等学校の項中「,国際教養科」を削り,同表鹿児島県立伊佐 農林高等学校の項中「,農業経営科,森林工学科」を削り,同表鹿児島県立志布志高等学校の 項中「,英語科」を削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年3月26日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRひぐらしのなく頃に~頂~	株式会社大一商会	2P0956
ぱちんこ遊技機	CR米米CLUB大収穫祭LSZ	タイヨーエレック株式	3P0076
		会社	
回胴式遊技機	まじかるすいーとプリズム・ナナ	DAXEL株式会社	3S0087
	SF		
回胴式遊技機	パチスロ北斗の拳 転生の章 ZA	サミー株式会社	3S0088